

高木小学校区内への新設校整備について

長期的視点に基づいて、整備を推進すべきです。

■長期的視点に基づいた整備を！

市は、2013年度予算に高木小学校区内に位置する企業社宅用地(約11,000㎡)の取得予算を計上しました。取得地全てを小学校にした場合でも、新設校は全市立小学校のうち4番目の狭さになります。しかも、開発時には周辺道路の拡幅のため土地を提供する義務が生じる等の要因があり、実際の校地面積は更に狭くなると予想されます。

市は、取得地の面積に合わせて、新設校の適切な学級数を18～24学級、適切な児童数を630人程度としています。しかしながら新設校の周辺には将来、住宅として開発される可能性がある土地が多く存在しています。市内には、

○校区変更を強行したにも関わらず、受入困難地区に指定されたままの大社小学校
○大量の待機児童が発生しているにも関わらず、敷地不足のため、学校内に留守家庭児童育成センターを増設できない瓦林小学校

等、校地不足に苦しむ多くの学校が存在します。新設校においても、学級数・児童数が増加し、同様の事態に陥る可能性は否定できません。

私は、将来の校地不足に備えるため、余裕のある規模で学校を整備すべきだと考えています。新設校の整備予定地には複数の駐車場が隣接しており、こうした土地の取得可能性についても検討すべきです。長期的視点に基づいて整備を推進するよう求めてまいります。

総合防災センターについて

津波による浸水への対策・防災機能の強化等の観点から、慎重に検討すべきです。

■これまでの経緯

2013年度の行政方針演説において、市長は災害・事故などに強いまちを実現するためには総合防災センターの整備が必要という考えを示し、教育委員会庁舎の敷地(六湛寺町)を建設候補地に挙げました。その後の質疑において、市は、総合防災センターと教育委員会庁舎を合築する可能性にも触れました。しかしながら総合防災センターの建設には候補地の適切性・合築の妥当性等、多くの問題があります。

■慎重に検討すべきです

市が建設候補地とする教育委員会庁舎の敷地は、大規模地震による津波が発生した場合、浸水が予想される地域に位置しています。市長自身が防災について「想定外は許されない」と発言しているにも関わらず、津波による浸水想定

地域に総合防災センターを設置することは著しく非合理的です。

また同様の機能を持つ危機管理センターを設置している神戸市では、災害発生時の対応を念頭に

○消防局は危機管理センター内に位置するべき
○重要なライフラインである水道局も、危機管理センター内に位置するべき

として、危機管理センター内に消防局・水道局を設置しています。土地の確保を優先するあまり、防災機能に無関係な教育委員会庁舎と総合防災センターを合築するという市の考えは、きわめて不適切です。市は、2013年度中に総合防災センターの整備に向けた具体的な取り組みを進めるとしています。引き続き、今後の展開を注視すると共に、指摘・提案を続けてまいります。

給与制度の見直しについて

国家公務員や民間で同職種に従事する方々との格差を踏まえ、給与水準の是正に取り組むべきです。

■見直しの概要

本市の給与制度が抱える重大な課題として、

○職種・業務内容を考慮することなく、一律の給料表で基本給が決定される

○基本給が、国・近隣市に比べて大幅に高い水準にある(表①参照)

という点が挙げられます。

私は継続して、この問題に取り組んできました。その結果、市は3月議会において

○4月から、事務職を中心とする一般行政職と、現場業務に従事する技能労務職の給料表を分離する

○その際、技能労務職の給料を平均10%程度削減する

○見直しには6年間の経過措置を設け、段階的に削減する

という内容の議案を提出し、全会一致で可決されました。これは本市の給与制度が抱える重要な課題を大きく改善するものであり、一定評価で

きる内容です。一方で、今回の見直しは、近隣市と比較して著しく高い水準にある技能労務職の給与水準を、近隣市並みに改めるものではありません。

■給与水準の是正を！

経過措置完了後も、本市の技能労務職の給与水準は、現場業務に従事する国家公務員や民間で同職種に従事する方々と比較した場合、著しく高い水準に留まります。市は、厳しい財政状況や国・民間との格差を踏まえ、給与水準の是正に取り組むべきです。

表①：国・近隣市との比較 (2011年度実績)

	技能労務職	一般行政職
西宮市	138.0	103.8
芦屋市	131.9	103.9
宝塚市	127.6	100.6
尼崎市	126.7	99.7
三田市	124.9	99.9
川西市	123.9	102.4
伊丹市	123.4	101.8

※同様の業務に従事する国家公務員の基本給を100として、近隣市と比較

退職手当の見直しについて

国の見直しに準じて、退職手当が大幅に減額されます。

■退職手当が減額されます

昨年11月、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が成立しました。これによって国家公務員の退職手当は、

○2013年1月1日から9月30日の間に退職
⇒従来と比べて、平均・約140万円(約5%)減
○2013年10月1日から2014年6月30日の間に退職
⇒従来と比べて、平均・約280万円(約10%)減
○2014年7月1日以降に退職
⇒従来と比べて、平均・約400万円(約14%)減

の3段階で減額されることが決定しました。多くの地方自治体において、職員の退職手当

制度は国家公務員に準じて設計されています。そのため今回の法律改正を受けて、全国の地方自治体でも退職手当の減額が進められました。こうした流れを受け、本市も

○2013年4月1日から2014年3月31日の間に退職
⇒従来と比べて、平均・約150万円(約5%)減
○2014年4月1日から2015年3月31日の間に退職
⇒従来と比べて、平均・約300万円(約10%)減
○2015年4月1日以降に退職
⇒従来と比べて、平均・約420万円(約14%)減

の3段階で退職手当を減額することを決定しました。